

第 2 回 環境審議会 議事要旨

日時：平成 22 年 8 月 4 日（水）10:00～12:30

場所：長野市役所 会議室 1

出席者：

学識経験者	青木 恵里子	長野県弁護士会弁護士
	小木曾 加奈	長野県短期大学専任講師
	田所 道子	小学校理科支援員（元小学校長）
	中村 正行	信州大学工学部教授
	樋口 一清	信州大学大学院経済・社会政策科学研究科教授 イノベーション研究支援センター長
	福田 典子	信州大学教育学部准教授
団体代表	飯島 基弘	長野市農業青年協議会会長
	春日 英廣	長野県経営者協会長野支部副支部長
	本道 多加子	ながの環境パートナーシップ会議 太陽エネルギー普及促進プロジェクトチームサブリーダー
	渡辺 昭男	社団法人長野県環境保全協会部長
公募委員等	入江 悦子	みすずかる 21 代表
	小林 武史	公募委員
	酒井 今朝重	公募委員
	吉田 廣子	公募委員

1 第二次長野市環境基本計画策定の進め方について

- 「認定農業者」について説明頂きたい。（福田委員）
- 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、やる気のある農業者を市が認定する制度である。現在、273 名が登録されている。（事務局）
- 計画策定のスケジュールとして、負荷が大きいのはいつ頃と考えているか。（中村会長）
- 事務局としては、第 3 回～5 回、計画づくりの回の負荷が大きいと考えている。（事務局）

2 市民意識等アンケート調査について

（1）市民向けアンケート

- 4 ページの設問 8 等の具体的な取組の状況を把握する設問については、設問以外の取組を実施していることがありうる。設問の取組以外を記載できるよう、「その他」の回答欄を追加していただきたい。（本道委員）
- 8 ページの設問 16、生物の目撃情報の設問（設問 16）について、フクロウ、イタチ等の夜行性の動物を目撃するのは困難と考えられる。タヌキならば見つけやすいと考える。（酒井委員）
- タヌキを追加する方向で修正する。（事務局）
- サンプル数の市民 5,000 人はどのように設定したか。（本道委員）
- 回収率を考慮し、地域別で分けけても統計上有意な回答数が回収できるようなサン

ル数として 5,000 人とした。(事務局)

(2) 事業所向けアンケート

- 5 ページの設問 9、「22.人材の国際交流に努める」と「23.海外事業における環境保全を徹底する」は何が違うか。(小林委員)
- 「22.人材の国際交流に努める」は、例えば省エネ技術の海外の工場等への普及(人的交流)等を想定している。「23.海外事業における環境保全を徹底する」は、例えば自社工場が海外に展開した際の環境負荷低減等を想定している。(事務局)
- 「新エネルギー」の定義を追加した方がわかりやすい。(中村会長)
- 2 ページの設問 6、「発生した廃棄物の適正処理」について把握することとなっているが、実際には処分場が足りないと考えられる。「処分場の不足の状況」についても把握すべきではないか。(春日委員)
- 先般の問題は、処分場の不足ではなく、処理方法が不適切であったと認識している。「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」の制定により、規制していきたい。(滝沢副参事)
- 無作為抽出の事業者に対して、「処分場の不足の状況」についての設問は無理がある。当該設問を設けるのであれば、産廃業者を対象者とするべき。産廃の問題については、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」で対応することとする。(中村会長)
- 産廃に関する問題については、条例に基づいて行政がしっかり指導していただきたい。(春日委員)

(3) 認定農業者向けアンケート

- 1 ページの設問 2、「分解性の高い農薬の使用状況」について、設問を追加していただきたい。(小木曾委員)
- 1 ページの設問 2、「地域奨励作物の栽培」の設問があるが、環境に関して何を把握することを想定しているか。(小木曾委員)
- 「地域奨励作物の栽培」は、市の地産地消推進計画に位置づけられている。地産地消として環境負荷低減に資する農産物の生産の状況を把握することを想定している。(事務局)
- 1 ページの設問 2、「使用しなくなった農薬を適正な処理の状況」について、設問を追加していただきたい。(吉田委員)
- 上記設問の追加について、事務局で検討する。(事務局)

3 その他

- 資料 4-1、ポイ捨て条例(案)の概要で、「具体的項目」「重点区域」とあるが、どこを想定しているか。(入江委員)
- 現時点で重点区域は決めていない。今後、条例の施行後、調査を行い必要に応じて設定する予定である。(事務局)
- 資料 4-1、ポイ捨て条例(案)の概要で、「具体的項目」「路上・歩行喫煙における配慮」で「喫煙をしないように努めます」となっているが、主語は誰か。(中村会長)
- 主語は「市民一人ひとり」である。(事務局)

- 木くずについて、木くずを利用する場合もこの条例の対象となるのか？（酒井委員）
- 利用できる木くずを木くずチップと定義して規制の対象としている。
燃料等に使う場合にも規制の対象とするが、例えば建築系の廃材では防腐処理やシロアリ対策のため薬剤をしみ込ませてあるものは使用できない。これは他の法令でも規制しているものであり、当然にこの条例でも使用を禁止している
ただし、適正に薬剤が処理され無害化されているものについても使用を禁止するものではない。（中村部主幹）
- 街路樹等の剪定枝は規制の対象か？（酒井委員）
- 剪定枝は一般廃棄物であり対象外である。（中村部主幹）
- 森林整備した場合に出る枝はどうか？（酒井委員）
- 工事に伴わないものは一般廃棄物である。（中村部主幹）
- 地元と合意が形成されれば、市としてどこでも廃棄物処理施設の設置を認めるのか？設置する地区を限定するという考えはないか？（春日委員）
- 基本的な土地利用については都市計画による用途区分がある。それ以上に、例えばごみ処理はこの地区と決めた場合、そこの住民の理解は得られないと考える。（水野部長）

以上